

■過疎地域自立促進特別措置法による優遇税制

税目	対象業種	対象	取得価額	免除内容	備考
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報通信技術利用事業 (コールセンター) ・旅館業 	建物、建物の土地	2,700万円超	課税免除	土地取得から1年以内に建物建設が必要
固定資産税		機械、装置、 建物、建物の土地		3年間 課税免除	土地については、取得から1年以内に建物建設が必要
事業税		機械、装置、 建物、付属設備 (旅館業は建物と付属設備のみ)			—
	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産業(個人) ・水産業(個人) 	個人とその同居親族の労働日数が年 1/3 超～1/2 以下	—	5年間 課税免除	—

■企業立地促進法による優遇税制

税目	対象業種	対象	取得価額	免除内容	備考
不動産取得税	製造業、運輸業、卸売業、 コールセンター、 自然科学研究所	建物、建物の土地	2億円超	課税免除	対象業種については 各種指定あり
	農林漁業関連業種		5,000万円超		
固定資産税	製造業、運輸業、卸売業、 コールセンター、 自然科学研究所	建物、付属設備 構築物、建物の土地	2億円超	3年間 課税免除	
	農林漁業関連業種		5,000万円超		

■企業立地促進法優遇税制における対象業種一覧

業種	日本標準産業分類による分類			該当項目
	項目	一覧	備考	
海外生産比率の 高い業種	16	化学工業	塩製造業、医薬品製造業を除く	設備投資減税 (特別償却)
	21	窯業・土石製品製造業		
	22	鉄鋼業		
	25	はん用機械器具製造業		
	26	生産用機械器具製造業		
	27	業務用機械器具製造業	医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く	
	31	輸送用機械器具製造業	鉄道車両・鉄道部品製造業を除く	
	323	時計・同部分品製造業		
	3297	眼鏡製造業（枠を含む）		
農林漁業 関連業種	9	食料品製造業		・設備投資減税 (特別償却) ・固定資産税、 ・不動産取得税 ・課税免除
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	酒類、たばこ製造業を除く	
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）		
	13	家具・装備品製造業		
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業		
	18	プラスチック製品製造業		
	19	ゴム製品製造業		
	52	飲食料品卸売業		
	5311	木材・竹材卸売業		
	5411	農業用機械器具卸売業		
5511	家具・建具卸売業			
製造業 運輸業 卸売業 コールセンター 自然科学研究所	E	製造業	農林漁業関連業種以外の製造業	・固定資産税、 ・不動産取得税 ・課税免除
	—	情報通信技術利用業（コールセンター）		
	44	道路貨物運送業		
	47	倉庫業		
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
	54	機械器具卸売業	5411 農業用機械器具卸売業を除く	
	55	その他の卸売業		
	711	自然科学研究所		